

# 農 村 通 婚 考

——雲原村通婚圏の變遷について——

池 田 義 祐

## 序

農村の地縁的共同社會性がその地域的封鎖性を基礎としてゐるかぎり農村共同社會の通婚も又封鎖された地域内に於いて行はれ、かゝる地域圏——即ち通婚圏内には特有なる文化、生活様式が存し、血縁に依る感情的融和が之に伴つて相互に益々熟知の度を深め具體的、個別的、感情的な共同社會の様相を呈する。

従つてかゝる通婚圏の擴大乃至開放は通婚者が有するその出生地の殆んど一切の生活形式及び内容の附隨と共に、通婚後の出生地と通婚地とのあらゆる往來交渉に依つて、少くとも地縁社會の開放を意味し共屬關係の擴大

となつて、之を一の重要な基底として農村の地縁的共同社會が一般に崩壞してゆくことは明白である。<sup>①</sup>

殊に婚入者に就ては臼井教授も云はるゝが如く、我國の農村は明治維新以來農業技術の進歩に依る收穫高の増加や又荒地の開墾に依る耕地の増加等に依つて生ずる餘裕は、多く生活水準の上昇、労働時間の短縮等に依つて相殺され、現在農村が收容し得る人口は以前と大差なく、従つて村外者の移住を容れる餘地は極めて少い事は云ふまでもなく、夫故にかゝる村外より移住し來たる人間を媒介とする農村共同社會の崩壞は特に異例的な場合を除く外、一般には主として通婚に依る入村者に基くものと一應考へられるであらう。

然しながらかくの如き婚姻に依る移入人口の演ずる開放化の促進度は勿論、他の場合の移入人口、例へば成功者の歸村に依る移入やその他國民學校教師、或は各種の技術者等のそれに比較すれば弱く、更に農村に移入される諸物資に依る開放化の促進度よりもむしろ弱いのであるまいかと云ふ疑問も生ずる。何となれば我が國農村に於ける婚入者の地位を考察するならば、ここでは特に他の場合にみるやうな活潑な開放化をなす餘地が未だ少いと云はざるを得ない。即ち我が農村に於いては婚入者一般に婚家の傳統に束縛せられ、婚家特有の行爲様式——家風に一日も早く習熟することをあらゆる方面から直接間接に強制され誘導される點が多く、自己が携へ來たりし生活形式を行ふことは困難と云はざるを得ない。

従つて婚入者はむしろその意欲に於いて（即ち主觀的には）能ふるかぎり婚家の生活様式に同化せんとし、夫故に農村共同社會に没入せんとするかぎりに於いて、その開放化は特に強力であると云へないのではなからうか。

かゝる疑問に對して私見に依れば主として次の三つの事が考へられる。

一、我が農家の家長家族的性格<sup>②</sup>——或ひは直系家族的性格は農村の地縁的共同社會の崩壞過程と共に徐々に變改しつゝあつて、農家の傳統もその力を弱めつゝある。それ丈に婚入者が有する自己の出生地の行爲様式が婚家に入る可能性が高くなりつゝある。

二、又如何に婚家の傳統が強力であつて婚入者の從來の生活形式が否定され、更に婚入者自身主觀的に之を否定せんとしても、一般に婚入者がそこで人となつた出生地の行爲様式は決して客觀的にその人から消滅するものではなくして、特に長い期間に於いてはかゝる生活の形式及び内容は徐々に且つ微弱にはあるが無意識的に婚家の土臺に浸透する。

三、近代資本主義の發達、特に我が國に於ける輕工業の著るしき發達と共に女子の地位は向上し、農村の子女も獨立的な經濟力を有するに到り、その經濟的能力が高く評價され家に於けるその地位が實質的に

向上しつゝある。婚入者の大部分をなすものが女子である以上、かゝる婚入者の地位の向上は婚家の傳統を粉碎し盡す程強力ではないが、少くとも或る程度それに對抗する力を有するに到つてゐるのではなからうか。

以上の三點の中、第一と第三の點は相關々係を有し、或は第三の點は第一の點に含まるゝとも考へられるが、今は特に第三の場合が明治維新以後我が農村に於いて著るしい點を考慮して分けた。

勿論此の三點に依つて疑問が盡く解決しうるものであるとは云へない。殊に我が國農家の家長家族的性格は變改しつゝあるとはいへ未だ極めて濃厚であつて、婚入者が有する從來の行爲様式が婚家に入る可能性は高くなつたと云へ未だに微弱なものであることは争へない。夫故前述の如く婚入者の場合は婚入者以外の移入者及び移入諸物資が有する開放化の促進力よりは弱い、然しそれは徐々に強力になりつゝあり、又一方量的に考へるならば婚入者以外の移入者は極めて少數である點よりし

て、全體的に婚入者に依る異なる行爲様式の移入、即ち開放化が相當に有力なるものであると云ひ得るであらう。

之に反して出婚者の場合はどうであるか。此のことは一般に農村に於ける移入人口と移入人口とがもたらす農村共同社會の開放化の比較と云ふ根本的な問題に結びつく。一般に又一見すれば前者は後者よりもその度が強いと考へられる。何となれば移出人口は農村移出後、直接に農村民と接觸する機會が少く、間接的な接觸も又制限され限定されるが、之に反して移入者は常に直接に農村民と接觸し、日常彼等と面接的關係を有するからである。然らば出婚者の場合も又かゝる一般的傾向より特に逸脱することはあり得ないであらう。然しながら更に立ち入つて考へるならば理論的にも又具體的にも以上の外なほ種々の事情が存する。即ち移入人口の地位、能力、財力乃至は農村民との上下關係乃至優劣關係や、移入者の原生地等が問題となり、移出人口に於いても移住先、移住の仕方、移住後の地位や原村民との交渉等の關係が

考察されるべきであるが、今は之等に觸れる暇がないから省略するけれども、通婚に於いては婚家先と婚入者との出産に依る血縁的關係の發生と云ふ事實から考へて、極めて一般的にはあるが他の場合よりも出生地との交渉接觸が深いのではあるまいか。

而してかゝる交渉接觸に依つて異なる行爲様式が農村にもたらされる事が可能であり、そのかぎりに於いて農村の開放化を推進せしめる。

以上極めて簡單に通婚に依つて生ずる農村の地縁的共同社會性への影響を考察したが、最後に然らば出婚と入婚と何れが農村の地縁的共同社會性の崩壊により大なる影響を及ぼすかに就て、私は我が農村社會に關するかぎり、そして入婚が何れも未だ家長家族的特質を大なり小なり有する農家に對してあるかぎり、出婚の場合がより強く農村社會の開放化を促進せしめるのではないかと考へるものである。<sup>③</sup>

もとより此の事は理論的にも前述せる如く種々の場合が存して、その場合々に依つて限定されうることは勿

論、具體的にも諸々の特種事情に支配され易く、反つて逆の關係も成り立つであらうし、時間的、歴史的にも多くの問題を含んでゐるが今は只推論する丈に止めて置く。

註① 白井教授「現代農村の社會形態」思想第一六九號一五四頁。

② 鈴木榮太郎氏「日本農村社會學原理」一九四頁—二〇四頁。特に一九九頁—二〇一頁参照。

③ 此のことは更に結論に於いて考察する如く、一般に農村の入婚者、つまり主として農家への入婚者は都市或は遠方未知の地域から來る可能性が少く、之に反して農村からの出婚者は必ずしもかゝる制約を受ける可能性が少いと云ふ點に存するのではないかと思ふ。

## 本 論

一、地域別通婚圏の變遷について。

上述せし諸點を考慮に入れつゝ、最近筆者の調査した京都府下天田郡雲原部落に於ける文政七年(二四八四)より昭和十五年(二六〇〇)までの約百年間に互る通婚狀態を考察する。

本論に入るに先き立ち簡単に雲原村の概要を示せば左の如くである。

一 地勢。本村は京都府の北西邊にあり、東は天田郡金山村、南は天田郡三岳村、北は與謝郡與謝村、西は兵庫縣出石郡高橋村に接し、丹波、丹後、但馬の國境に位置してゐる。而して東北に大江山系の赤石嶽(標高七三六米)、北西に江笠ヶ岳(標高七二八米)、西南に三國山(標高五七三米)、三岳山(標高八三九米)、の山々を負ふて南、北、西の三面が之等峻嶺に依つて圍まれてゐる。

次に本村の各溪流を水源となす雲原川は天田郡金山村及び加佐郡河守上村を經て由良川に注いでゐる。

## 二 土地、人口。

本村の面積約一方里、その大部分が山林で約(四〇〇町歩を占め、内村有林が八四〇餘町歩、民有林が五七〇町歩となつてゐる。水田は八八町六反八畝九歩、畑は三五町六反五畝七歩であり、本村

農家一戸當平均は田が約七反、畑が約二反八畝、山林が約三町八反となつてゐる。(何れも昭和十五年現在)。

戸口は明治初年の一八四戸約九百人から大正十二年以後漸次減少して昭和十五年一五〇戸約八百人となり、内農家は一二六戸である。

三 沿革。大正九年編村治概況に依れば「和銅年間丹波の國を割きて丹後の國を置きたる時代に於いては未だ人跡の到らざる山間なりしは譜書に依りて明らかなり。口碑に傳ふる所に依れば鎌倉幕府の時代畠山重忠北條氏の計に陥り亡滅の際、其の遺臣當地に來りて潜伏し遂に居を此處に定め、土地を開懇せしものなりと云ふ。本村鎮護の神社八幡宮は則ち其の遺臣の奉供し來たりしものにして、應永十九年八月十五日(紀元二〇七二年、足利義滿時代)其の十三代の子孫某が今の八幡山に建立せしものなることは舊記に明らかなる所なり。建武年間、足利尊氏の時代に一色範光丹後の國を領す

る頃、土地の豪族一色氏に屬し丹波國與謝郡となりしものならん、爾來天正年間細川氏領主となり。慶長五年京極氏之に代り、寛文六年(紀元二二三二年、徳川家光時代)中村、猪飼、藤原の諸氏代官を以て支配し、同九年永井右近太夫領主となり、更に延寶八年(紀元二三四〇年)市岡、小野の兩氏代官として支配し、元和元年(紀元二三四一年)阿部對馬守領主、元祿十年(紀元二三五八年)より奥平太膳大夫之に代り、享保二年(紀元二二七七七年)青山太膳亮領主、寶曆九年(紀元二四二〇年)より維新の當時まで本庄公城主となりて舊高七百四十五石を以て其の所領となし、維新後當時宮津藩に屬し、明治四年七月豊岡縣の管轄となり、同九年八月京都府に屬せり。明治三四年四月法律第一四號を以つて與謝郡を分離し天田郡に屬し以て今日に及べり」の如くである。此の外本村の沿革として看却すべからざる事柄が二つある。それは次の如くである。

(一)本村が古くより杜氏の通路として所謂街道村落の形をとつてゐたこと。即ち主として丹後地方の杜氏は後に述べる網野街道をその通路となし、大體本村に於いて一泊する旅程であつた。夫故本村には舊幕時代より兼農の旅籠屋あり、明治廿七年猶五戸の旅館を含めた三四戸の商工業者が存し、現在もかゝる純農以外の者が約二〇戸存してゐる。

(二)明治四十二年——大正十一年間に互つて本村に郡是製糸會社の分工場が存してゐたこと。由來本村は明治三十年頃より製糸業の一小中心地であつたが、明治四十二年本村に郡是製糸の分工場が設立せられしより約十二、三年間は附近製糸業の一中心地であつた。而して此の分工場は大正十年頃燃料釜が破損し、之を契機として福知山市に移轉した。

而して本村は分工場移轉後、一般の例に洩れず荒廢し、そしてその廢墟の中から異例的に目覺ましく立ち上り、躍進しつつある。

#### 四交通事情。

##### (一) 道路。

イ、網野街道(府道)——本村を略々南北に貫く主要線で福知山——下天津——雲原——加悦——宮津となつて居り古來より杜氏の通路として交通頻繁である。

ロ、鳥取街道(府道)——本村を略々東西に貫く線で雲原部落に於いて網野街道と交叉してゐる。  
河守——内宮——雲原——久畑——出石となつて居り往昔より利用者少からずと云ふ。

##### (二) 鐵道其の他軌道。

イ、山陰本線——明治三十年代福知山驛まで開通福知山驛まで約五里。明治四十年代福知山より鳥取方面に開通。之より上佐々木を経て上川口驛より乗車するもの多し。上川口驛まで約三里強。

ロ、北丹鐵道——大正十二年開通。北丹鐵道下天津驛まで約三里。此の鐵道は福知山——河守に

いたるもので一日七往復、福知山驛にて始發午前六時十分、終發午後八時四十五分である。(昭和十五年十月現在)

ハ、加悦鐵道——殆んど利用せず。宮津に行くにも加悦——宮津のバスを利用する。最近の開通。  
(三)バス。

下天津——加悦間。網野街道上を一日二往復する。本村に直接關係ある唯一の定期的交通機關である。昭和五年より運轉するが、冬期一月、二月の約二ヶ月間は例年積雪のために不通となる。

其の他上佐々木——下川口——福知山線のバスがあり、一日やはり二往復程度であるが、本村民の之を利用する者も相當ある。本村より上佐々木までは約一里。

最後に本村と附近の中心地との距離を一瞥すればイ、雲原——福知山市。約五里、雲原——下野條——間に峠(二八五米)がある外、坂道が多い。

口、雲原——加悅町。約三里、雲原——與謝間に

與謝峠(三七〇米)がある。

ハ、雲原——河守町。約三里、之も相當の山道である。

而して此の中、本村の主要中心地は福知山市である。

調査の材料は同村役場保管の戸籍簿に依つて蒐集したものであるが、その際私は特に次の二點に注意した。

一、戸籍簿に掲載されてある結婚の年次は實際の婚姻年次と甚しい偏差があるかどうか。一般に戸籍面の婚姻は婚姻届に依つて始めて成立するものであるから、實際に結婚しても法律上の手續を採らない場合には戸籍上結婚してゐないことになる。従つて

二、實際に結婚してゐて婚姻届をなさず戸籍上結婚してゐないものが存しないか。

かゝる點に對して戸籍簿丈では勿論徹底的な事實は知り得ないが、第一の場合私は長子の出生年次と婚姻年次とを比較して考へ、第二の場合には結婚適齡時を超えた

獨身の男女の存否、及び私生子、庶子の有無に就て注意した結果一般に戸籍簿に記載されてある結婚の年次は實際の結婚年次よりも五年位まで遅れてゐる場合も少くないことを知つた。又實際に結婚してそのまゝ婚姻届を出さずに戸籍上結婚してゐない者、即ち内縁關係のものは殆んどなく、廿八才以上の獨身の女子は戸籍面には存せず、又内縁關係に依ると考へられる私生子、庶子は殆んど認め得られなかつた。

夫故戸籍簿に依つて知り得る結婚數は大體實際の婚姻數とみて差支なく、又戸籍上の結婚年次は實際の結婚年次よりも一般に遅れてゐるが、その差は特に著るしいものではなく全體を通じては二——三年程度であると推察し得る。

勿論かゝる推定は約百ヶ年間に互る九百件に近い通婚數に基くものであるから、歴史的にみて常に同様な傾向が存するとは断定し難いが今は一應右の推定に止め、更に此の點に關しての詳細な論究は後日に之を期する事とする。



次に實際の調査は文政七年より毎年の通婚數、通婚地域を抽出したのであるが以下大體之を九期間に分けて期間毎に一括して考察する。(之は一には文政八年、同一〇、一一、一二、天保三年——七年までの期間に於いて全然通婚の事實が存して居らず、二には日清、日露戰爭當時の事情を考察し、之等の特殊事情を平均化して萬延元年以下を十年毎に一括し、安政以前文政七年までを一期間とした。)

さて本章では先ず之等の通婚の事實を村内婚、三里以内婚、五里以内婚、十里以内婚、十里以外婚の五種の地域に分けて各期間に於ける夫々の地域別通婚數と各期間を通ずる通婚圏の變遷を考察する。

猶こゝに一言したいことは從來の通婚圏に關する調査に於いて其の地域別を多く現在の行政單位、即ち府・縣、郡等を基準としてゐるが、かゝる地域別は必ずしも適當とは思はれないことである。<sup>②</sup>

夫故私はやはり五里とか五里とか云ふ半徑を持つ圓の領域別を以て基礎的な地域別として、それに種々の特殊

事情、例へば地勢、交通、舊藩領主の關係、維新以後の行政地區等を考慮に入れて通婚圏を考察するのが最も適當ではないかと思ふのである。<sup>③</sup>

最後に地域別に就て私がその最狭の單位を村内としたのは從來雲原村は大字は一字で、所謂小字とも云ふべきものは八字存するが(而して行政上の區は四字である)、一字は廿戸内外でこゝに特に部落別と云ふ單位を設ける事は、古來本村が一村一部落の如き觀があり村内婚が即ち一般の部落内婚と見て大體差支えないと考へられるかぎり、不必要に思はれたからである。又實際戸籍面ではあらゆる點に於いて舊幕時代より一切を部落別に取り扱つてゐないから、之を強ひて八つの小字に分けて部落別にすることは勞極めて多くして功著るしく少いと考へたからである。

先づ之等の各期間に於ける通婚圏數の百分比をみると次の如くである。

計	十里以外	十里以内	五里以内	三里以内	村 内	地域別期間別	
						萬延以前	文久一年 明治三年
(78) 100.0	0	1.3	7.7	46	45	%	A
(80) 100.0	0	3	3	44	50	%	B
(75) 100.0	1	5	3	43	48	%	C
(107) 100.0	0	8	4	51	37	%	D
(172) 100.0	3.7	2.3	4	61	29	%	E
(83) 100.0	5	5	7	50.5	32.5	%	F
(91) 100.0	10.5	5	6.5	60	18	%	G
(105) 100.0	17.3	7.8	4.4	46.0	24.5	%	H
(157) 100.0	22	6	10	45	17	%	I
(898)	(68)	(45)	(54)	(456)	(275)		

( )内は實數を示す。

以下各期  
間を英字  
を以つて  
表はす。

こゝで注目すべき傾向は

一、村内婚が漸減し、特に大正以後その傾向が著るし

いこと。

二、十里以外婚は之と全く對蹠的に漸増してゐること

等である。

三、三里以内婚は全期間を通じて著るしき増減なく、

之等の點より推定されることは本村の通婚圏が大體舊

又常に全通婚の半數を占めてゐること。

幕時代より三里以内の地域であつたこと、明治三十年山

の範圍の通婚數は全期間を通じて少く一〇%を超え

てゐないこと。

陰鐵道開通以來、漸次に交通手段の著るしき發達と共に村内婚が減少して十里以外の遠隔地との通婚が増加してゐることである。

第一の點に關しては本村が屢々その領主を異にし、その度に異つた領地の中に編入されたが、然しその間を通じて變らなかつた共通の地域が大體三里以内であつた事と隣村兵庫縣高橋村藥王寺を中心とした信仰共屬圏が大體此の圏内に累積してゐた事等が考へられる。(猶此の點に關しては結論に於いて述べる。)

次に十里以外婚の増加と交通手段發達との相關々係は地域的封鎖性の崩壞を以つて農村共同社會の崩壞過程の基礎的要素と考へる我々の見解を明らかに立證してゐるが、此の事は更に次に論ずる事と併せ考へるならば一層明白であらう。

通婚圏擴大化の傾向に就ては前述せる數字に依つて明らかであるが、我々は更に特に増加せる十里以外の地域との通婚が實際に如何なる地域内容を有してゐるか、即ちその増加せし通婚關係が單に十里以外、例へば十二、

三里の一定した地域とのみのものが増加してゐるか、或は遙かに遠隔の地域と、しかもそれらの多くの地域と通婚してゐるか否か、更にはその時間的、歴史的傾向は如何に就いて簡單に觸れてみる。

先づ明治二十四年以來各期間別にその地域をあけると

E——堺市二、京都市、鳥取縣、福井縣各一。

F——奈良縣二、和歌山縣、兵庫縣各一。

G——滋賀縣二、福井縣、兵庫縣、京都府、大阪府、千葉縣、鹿兒島縣各一。

H——兵庫縣四、京都市、松山市、東京市、石川縣各二、大阪市、滋賀縣、三重縣、鳥取縣、愛知縣、岐阜縣、新潟縣各一。

I——兵庫縣五、京都市、大阪市、三重縣各三、神戸市、鳥取縣、岡山縣、布施市、和歌山縣、大垣市、香川縣、徳島縣、徳島市、東京市、千葉縣、山梨縣、大牟田市、大分縣、鹿兒島市、北支、上海市各一。

となつてゐる

- 一、十里以外の通婚圏が距離的に擴大し
  - 二、又地域的にも分散し擴大する
- と云ふ傾向を認め得る。

此の事は如何に本村の通婚上に於ける封鎖性が地域の封鎖性と共に崩壊し、就中それが後者の基底をなす交通手段の發達に如何に密接に結びついてゐるかを物語り、本村民の定住性、相互の地域的共同性の減退、本村社會生活の變化、即ち外界との整一性の促進、換言すれば本村の共同社會的性格の喪失、が、通婚現象に相互相存的であることを疑はしめないであらう。

註① 昭和十五年十月十八日より同月二十一日に互る三泊四

日間、京都帝大農學部農林經濟學教室一行の驢尾に附して、私は雲原村に就いて略々次の如き農村調査を行つた。

- (一) 地域的封鎖性の崩壊過程
  - (二) 寄留現象に現はれたる人口の移動
  - (三) 通婚圏の變遷
  - (四) 慣習及びその變遷
- 而して本稿に於いては此の中、主として第三の通婚圏の變遷について調査せしところを論述する。

② 我が農村の通婚圏の研究は

- 一、鈴木榮太郎氏「農村に於ける通婚地域に就いて」年報社會學第三輯、二二三頁—二四〇頁
  - 二、小山隆氏「村落に於ける婚姻と家系の調査」年報社會學第一輯、二六三頁—二六七頁
  - 三、同 氏「山間聚落と家族構成」年報社會學第四輯、九二頁—九三頁
  - 四、井森陸平氏「農村の婚域に就いて」社會學徒、第一二五號 一六頁—三四頁
  - 五、瀨川清子氏「遠方婚姻」山村生活の研究、二三八頁—二四二頁
  - 六、同 氏「關東地方の鄙村に於ける婚域と夫妻の年齢差について」年報社會學第四輯、二七一頁—二七三頁
  - 八、江藤則義氏「農村社會の特殊研究」六七頁—六八頁
  - 八、伊藤俊夫氏「婚姻關係より見たる村落の Primary Group」年報社會學第四輯、三〇二頁—三〇七頁
- 等であるが、之等の諸氏は多く現在の行政單位を以て通婚の地域を分けてゐる。只瀨川氏のみが前記第六の論文に於いて通婚の地域別を自字、三里内、十五里内、十五里外の四單位としてゐる。
- 次に外國に於いては一般に農村の通婚に關して婚姻の

早晩、離婚等が問題とされてゐるが通婚圏に就ては餘り觸れられてゐないやうである。之は勿論筆者の窺聞に依るもので、御教示を乞ふ次第である。

cf. Sorskin and Zimmerman, Principles of Rural-

Urban Sociology. pp. 221-230.

Sanderson, Rural Community.

C. C. Taylor, Rural Sociology. pp. 277-278

Thomas and Znaniecki, The Polish Peasant pp.

1159-1160.

Hsiao-Tung Fei, Peasant Life in China, p. 52.

猶、最近岡田謙氏は福建省廈門市禾山區（廈門島内の一村落）に就て次の如き興味ある研究を發表してゐる。

		地域別	
		出 入 婚 別	同社一内
入 嫁	八	内以軒四	内以軒八
	二	三	六
出 嫁	二	三	六
	一	三	六
		計	
		四八	四八

岡田謙氏「南支那に於ける家族と村落」

臺北帝大文政學部「東亞事情」二一四頁

更に北京近郊の農村に於ける「二」の例を引用すれば次の如きものがある。

「結婚に於ける夫の家と生家との距離」

農 村 通 婚 考

③

李景漢氏「北平郊外の鄉村家庭」八五頁

村 別	距離 里數	同村	22 (16%)	15 (25%)
		内以里十	76 (54%)	20 (33%)
里 上	九以 十以	22 (16%)	19 (20%)	
	十以 十以	19 (14%)	13 (22%)	
		計	139 (100%)	60 (100%)

但しこゝに云ふ「里」は支那の里であつて、「十里以内」は我が二里弱に、「十九里以内」は我が三里強となる。筆者が用ひた地域別の單位—それは又距離別の單位とも云へるが—即ち三里以内、五里以内、十里以内十里以外と云ふ分類の仕方は極めて一般的、抽象的ではあるが次の如き理由に依る。

第一の三里以内とは大體に於て近隣村落圏（直接境を接してゐる村落圏）、乃至は近接村落圏を意味する。

第二の五里以内の地域はその中に町又は地方の小都市を含む圏と考へる。

第三の十里以内の圏は村民の關心が稀薄ではあるがとにかくその圏内に普遍的な圏である。

第四の十里以外の地域となると特殊な地域を除く外村民には未知の領域である。

かくの如き距離的な社會圏が妥當であるか否かは猶今後の研究と検討とにまたねばならぬことは勿論である

が、今は一應之丈に止めて置くこととする。

## 二、出・入婚別より見たる通婚關係

本章に於いては通婚關係を出婚、入婚に區別して考察することとする。出・入兩者の關係に就いては既に序文に於いていさゝか論述したが、こゝではそれが如何に具體的様相を呈してゐるかを分析する。

最初に注意すべき事項は本村にあつては明治廿年頃まで殆んど出婚が見られず、只わづかに弘化二年と安政二年に三里以内の梅谷村、一ノ宮村へ各一名の出婚者が記載されてゐるのみである。つまり明治二十年頃まで本村の女子が村外へ出婚しなかつたと云ふ事實である。

此のことは一方に於いて村外よりの入婚者が毎年平均約三名あるにかながみて女子の人口が男子人口よりも少かつたのではなからうかと推定せしめる。

此の時代の人口に關する統計は明治初期の戸籍簿與書に依るもの以外に見出せなかつたが、それに依れば

明治八年一月現在 男 四一七  
女 三八七

明治九年十月現在 男 四〇六  
女 三八八

100

明治十二年十二月現在 四一五 三九九

となつて之丈では明らかに女子人口が少い。次に之を人口の年齢構成別からみると男女十五才以上三十九才までの所謂結婚適齡期の人口は

明治八年一月現在 男 一六三 女 一三六

明治九年十月現在 男 一五四 女 一三一

明治十二年十二月現在 男 一七二 女 一六二

となつてゐて、こゝでも明らかに男子の人口が多い。但しかゝる傾向は此の三ヶ年に於ける女子人口の増加に依つて徐々に相殺されんとすることも又見逃せない。猶明治三十年以來の人口は男女殆んど同數で大正四年以來逆に女子人口が増加し、大正十年を最後として再び女子人口が減少してゐる。

以上の如き本村の人口狀態から推察するならば、——勿論之丈の統計から考へることはやゝ危險ではあるが——明治二十年頃まで殆んど出婚者がなかつたと云ふ事實も或る程度肯定し得られる。

然しなが男女の人口構成がどうあらうとも事實として

本村の女子が此の期間決定的に村内婚であつたと云ふことは否定出来ない。我々はかゝる點よりして此の期間の本村「出生」の女子が通婚圏に於いて如何に封鎖的であつたか、更に一步を進めるならば如何に地域的に封鎖的であつたかを推察し得るであらう。此の事は又本村の男子が古くより杜氏として毎年季節的出稼の慣行あるに比して、本村の女子は明治末期まで殆んど何等の出稼もなかつた事とも併せて考へられるが今は此の點に觸れない。

然らばかくの如く封鎖的であつた女子の通婚圏が其の後如何に變化したかは次に述べる出婚關係の變遷より窺ひ得られるであらう。但し明治二十年頃まで何故に本村女子の結婚適齡者が男子のそれに比して少かつたか、又それ以後殆んど同類となつたのは何故であるかに就いては種々の事情が推察され得るが、今は只事實の示す所に従ふのみとする。

さて先づ第一に入・出婚の割合をみると次の如くである。

		地域別		期間別
十里以外 (%)	十里以内 (%)	五里以内 (%)	三里以内 (%)	
0	75 (25)	75 (25)	80% (20)	D
100	74.9 (25.1)	57.1 (42.9)	61% (39)	E
50 (50)	100	83.3 (16.7)	90% (10)	F
34 (66)	80 (20)	83 (17)	78% (22)	G
59 (41)	62.5 (37.5)	60 (40)	60% (40)	H
46.2 (53.8)	50 (50)	58.8 (41.2)	55% (45)	I

( )内は出婚を示す。

右の統計より考へられることは、

- 一、入婚に對する出婚の割合が漸次増加して昭和六年——昭和十五年間に於いて殆んど同じ割合となつてゐること。このことは從來男子に比して封鎖的であつた本村女子の通婚の開放化を意味するであらう。
- 二、特に十里以外の地域への出婚が明治三十四年以來入婚と殆んど同じ割合を示してゐること。

之は交通手段の發達に依る地域的封鎖性の崩壞に基づく本村女子の通婚圏の擴大に依るものと解され、又

製糸工業に依る本村女子の經濟力の上昇、従つてその社會的地位の向上との相關々係が存することをも見逃せない。

等であらう。次に入婚丈をみると左圖の如くである。

地域別	期間別		
D	十里以外	十里以内	五里以内
E	6.5	3.9	5.6
F	4.1	8.2	10.2
G	5.4	7.3	8.1
H	21.7	10.8	6.5
I	19.5	7.4	14.9

之に依つて

一、三里以内婚が壓倒的であるが漸減してゐること。

二、五里以内婚、十里以内婚は、著るしき變化なきこと。

と。

三、十里以外婚が漸増し、特に大正時代に激増してゐること。

ること。

等が考へられるであらう。今十里以外婚の地域別をみると次の如くである。

E — 堺市二、京都市、鳥取縣、福井縣各一。

F — 和歌山縣、兵庫縣各一。

G — 滋賀縣、鹿兒島縣、千葉縣、福井縣各一。

H — 愛媛縣三、兵庫縣二、鳥取縣、大阪市、岐阜縣

滋賀縣、東京市各一。

I — 大阪市三、徳島縣二、京都市、神戸市、香川縣

福岡縣、千葉縣各一。

かくして明らかに地域圏の擴大化を示してゐる。

次に出婚關係をみると、

地域別	期間別		
D	十里以外	十里以内	五里以内
E	14.2	2.2	6.6
F	28.4	30	14.2
G	30	5	5
H	22.8	9.6	6.4
I	30.2	8	11.1



となつてゐて略々入婚關係と同様な傾向を窺ひうるが、特に十里以外婚が大正、昭和と飛躍的に激増してゐることが判る。

今、此の激増してゐる十里以外婚の地域をみると次の如くである。

F——兵庫縣、奈良縣各一。

G——京都市、大阪府、兵庫縣、京都府各一。

H——京都市、石川縣各二、三重縣、愛知縣、東京市、新潟縣各一。

I——兵庫縣四、京都市三重縣各二、大阪市、布施市、鳥取縣、岡山縣、和歌山縣、愛知縣、岐阜縣、東京市、鹿兒島市、中支、北支各一。

こゝでも地域圏の著るしき擴大を示してゐるが、此の傾向は入婚の場合よりも最近昭和六年以降に於いて特に著るしい。

以上要約して出・入婚の關係を考察するならば

一、三里以内婚に於ける減少率が入婚の場合よりも出婚の場合の方が大なること。

二、逆に十里以外婚に於いては兩者とも漸増してゐるが、出婚の増加率がより大なること。

等である。一言にして云ふならば入婚圏に比して出婚圏がより擴大してゆくと云ふ傾向を我々は見出し得る。此の事を明治二十年以前殆んど村外への出婚が皆無であつた事と併せて考察するならば、我々はそこに本村女子の地域的封鎖性の崩壊著るしきことを知るであらう。

而して筆者が序文に於いて述べた如き出入婚の關係、即ち我が農村に於いては入婚よりも出婚の方が農村共同社會の崩壊をより強く促進するものであると云ふ點を考慮に容れるならば、本村にあつては此の事が他の諸種の事情と關連して如何に現はれ、如何に限定されてゐるかは極めて興味ある問題であるが、こゝでは只一般的、理論的な可能性のみを暗示するに止める。

最後に然らばかくの如き通婚圏の擴大は一般には交通手段の發達に依る地域的封鎖性の崩壊に基くことは勿論であるが、その他特殊事情としては本村の製糸業、殊に明治四十年から大正十年までの間本村に群是製糸工場の

分工場が存した場合は勿論、大正十年以來該分工場が福知山市に移轉してから後も所謂女工として本村に於ける結婚適齡時の女子が製糸業に従事してその經濟的地位が著るしく上昇し、従つて社會的にも大いに開放された點に依るものと思はれる。

猶、一般人口の移動と同様に通婚を介しても人間が山家から里方に流れて行くと云ふ現象は本村が所謂山村型の農村に屬すると考へられるに拘はらず、特に著るしく現はれてゐない。

即ち隣接村の中、兵庫縣出石郡高橋村の如きは本村以上の山村であり、又同じく隣接村たる三岳村、金山村及び與謝郡與謝村の如きは本村に比して特に里方とは云へない山村であるが、然も之等の村との通婚は出・入婚とも、又時間的にも特に著るしい増減なく常に極めて多いのは前述の一般的現象と必ずしも一致してゐない。之は山方、里方と云ふこと以外に入婚して來た所へこちらからも出て行くと云ふ因果關係に依るものと思はれるし、又實際聽取調査に依つてもかゝる關係に支配される場合

が少くないことを知つた。

但し一般人口が山村から里方——即ち平地村へではなくてむしろ平地村を超えてより遠隔の地（その多くは大都市であるが）へ流出すると云ふ現象は通婚を介してまさしく本村にもあらはれてゐる。即ち前述せる如く入婚圏に比して出婚圏がより擴大してゆくと云ふ傾向、然も三里以上——十里以内の圏に於いて特に増減の著しきことなきは通婚を介する人口の動きが山村から里方を超えてより遠隔の地に到ることを物語つてゐるものと思はれる。

註① 今之等四隣接村との通婚數を期間別に列示すれば次の如くである。

村名	期間別								
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
金山村	一一	六	八	四	一七一	一三一	一〇	八一	八
高橋村	七	四	八	七	一〇	一〇	七	一〇	一一
與謝村	八	三	五	一三	一〇	一	二	六一	五
三岳村	二			二	一〇	七	六	九	五
計	二八一	一三二	二二六	四七三	一二五	三三三	四四五	二六九	

之を各期間の通婚總數及び全通婚總數と比較してみると、各期間の通婚總數に對して夫々三五・九%、四三・三%、二八・〇%、二四・三%、二七・三%、三七・三%、二七・五%、三一・四%、二八・〇%となつて居り、全通婚總數に對して二九・九%即ち約三割を示してゐる。

② 喜多野清一氏「人口狀態、特に家系家族構成及び勞力移動からみた武藏野一村落の社會生活」參照。

三、都・鄙別に見たる通婚關係。

前述せし所に依つて雲原村の通婚圏の擴大化、及び出入婚別の通婚事情を極めて簡単に又極めて粗雑に考察し終つたが、次に之を都・鄙別の立場から一應考へてみることにする。

只こゝで筆者が都市と云ふ場合は必ずしも大都市ばかりではなく、少くとも行政上「町」と呼ばれるものをも都市の中に含める。此の事は農村共同社會の崩壞と云ふ點を考察の中心とする筆者の立場から通婚圏の擴大化を都鄙別にみる場合、町も又ゲゼルシャフト的な都市の範疇中に入れることが適當であると思ふからである。更に又我が農村と我が農業、此の兩者のゲマインシャフト的性

格に於ける本質的に密接不可分離な關係を考慮に入れるならば一層上述の點は明白にされると思ふ。極言すれば都・鄙別は或る程度農・非農別とも考へられうるのではなからうかと筆者は思ふのであるが、之等の點に就ては他日を期してこゝでは詳細に論じないことにする。

さて本村に於ける都・鄙別の通婚圏は次の如き變遷を經過してゐる。

計	鄙	都	期間別	
			都・鄙別	
(78) 100.0	97.5	2.5%	A	
(30) 100.0	100		B	
(75) 100.0	97.5	2.5%	C	
(107) 100.0	94.5	5.5%	D	
(172) 100.0	89.5	10.5%	E	
(83) 100.0	89.5	10.5%	F	
(91) 100.0	88.4	11.6%	G	
(105) 100.0	79.1	20.9%	H	
(157) 100.0	67.5	32.5%	I	
(898)	(771)	(127)		

○内は實數を示す

之に依つて我々は明らかに

一、對農村婚が逐年減少の一路を辿り

二、對都市婚が逆に増加してゐること

を知り得るのである。猶、かゝる増減は大正末期より現

350 在に到るまでの間が最も著るしい。

更に都・鄙夫々の地域別に就て簡單に一般的傾向を考察すると

一、對農村婚に於ける農村の地域は勿論年々ともにも擴大してゐることは争へない。然しながら一方又所謂隣接村落との通婚は前述の如く通婚總數八九八件の中二六九件を占めて約三分の一となり、之に五里以内の地域に於ける村落との通婚數を加へると全數の約三分の二となつてゐる。

然も之等の村落との通婚數が時間的に決して減少してゐないと云ふ事實に鑑みるならば、通婚の對象となつてゐる農村の地域圏は特に著しい擴大を示してゐると思へない。京都府下、兵庫縣下を除いてみると比較的近距离にある福井縣遠敷郡佐分利村との通婚が二回、三重縣阿山郡新居村とが同じく二回で一回丈の通婚關係を有する農村は

E——鳥取縣岩美郡本庄村……一

F——和歌山縣日高郡湯川村 奈良縣北葛城郡馬上

村……二

G——滋賀縣高島郡朽木村、千葉縣市原郡海上村、鹿兒島縣日置郡那山村……三

H——三重縣志摩郡加茂村、鳥取縣西伯郡光徳村、石川縣羽咋郡河合谷村、新潟縣北蒲原郡葛坂村、愛知縣西春日井郡師勝村、岐阜縣武儀郡金山村……六

I——三重縣員辨郡稻郡村、和歌山縣財賀郡田中村、鳥取縣日野郡北尾村、岡山縣和氣郡藤野村、愛知縣海邊郡神守村、香川縣綾歌郡岡乃村、山梨縣北巨摩郡江草村、千葉縣市原郡温津村、大分縣下毛郡大幡村……九

である。

二、次に對都市婚に於ける都市の地域に就いては後に出・入婚別にして詳細に論ずるが大正九年頃から漸次擴大してゐる。而して絶對數の比較に於いてもやゝ對農村婚を凌駕し、その各々の相對數に於いては遙かに高い率を示してゐる。

次に之を出・入婚別にみると先づ第一に入婚の割合は次の如くである。

計	鄙	都	都・鄙別	
			期	間別
100.0	97.4	2.6%	A	
100.0	100.0	/	B	
100.0	97.5	2.5%	C	
100.0	96.9	3.1%	D	
100.0	91.2	8.8%	E	
100.0	88.7	11.3%	F	
100.0	87.5	12.5%	G	
100.0	77.3	22.7%	H	
100.0	74.7	25.3%	I	

即ち、

一、對農村婚が漸減してゐること、

二、對都市婚が漸増してゐること、

は明らかであるが、對農村婚が未だ甚だ多數であることが注目せられる。此のことは入婚が都市に對して未だ封鎖的であること、換言すれば都市からの入婚者が少いとを意味してゐる。

然らば入婚者の出生地たる都市の地域は如何と云ふに

A——加悦町二。

B——京都市一、舞鶴町一。

農 邨 通 婚 考

C——福知山町一、加悦町一、河守町一。

D——河守町六、加悦町三、堺市二。

E——河守町、宮津町各二、舞鶴町一、兵庫縣成松町一。

F——河守町二、兵庫縣佐治町一。

G——河守町四、加悦町一、宮津市一、兵庫縣御影町二、大阪市一、松山市一、東京市一、滋賀縣膳

所町一。

H——河守町五、福知山市五、加悦町、宮津市、大阪

市各二、京都市一、神戸市一、布施市一、大牟

田市一。

となつてゐて大正九年以來特に地域圏の擴大化が認められる。

第二に出婚の割合を示せば左圖の如くである。

都	都・鄙別	
	期	間別
/	A	
/	B	
/	C	
26.6%	D	
15.0%	E	
/	F	
22.7%	G	
28.1%	H	
42 %	I	

計	鄙
100.0	100.0
100.0	73.4
100.0	85.0
100.0	100.0
100.0	77.3
100.0	71.9
100.0	58

即ち

一、對農村婚が漸減してゐること、

二、對都市婚が漸増してゐること、

は入婚の場合と同様であるが、此の場合は兩者ともに増減の度が著るしいことが注目されるべく、従つて出婚に於いては都市に對しての封鎖性が著るしく稀薄となつてゐると云へよう。

最後に出婚者の通婚對象たる都市の地域圏は如何と云ふに

D——舞鶴町一、宮津町一、加悦町一、河守町一。

E——舞鶴町一、宮津町一、加悦町三、河守町二。

G——京都市一、宮津町一、城崎町一、龜岡町一、大阪府八尾町一、神戸市一。

H——京都市二、加悦町二、河守町二、福知山市一、

兵庫縣豐岡町一、東京市一。

I——加悦町二、河守町一、福知山市三、京都市二、

宮津市一、綾部町一、大阪市一、兵庫縣村岡町

一、大垣市一、東京市一、鹿兒島市一、上海市

一、北京市一。

となつてゐて明治末年までは殆んど地域圏の擴大は認められないが、大正初期よりその擴大化が現はれ特に最近昭和年代に入つてから此の傾向が著るしい。

出・入婚を比較すれば昭和年代に於いて出婚者の都市の地域がより廣範圍であることが注目される外著るしき相違は認められない。

之を要するに出・入婚別に見たる對都市通婚に於いて兩者を比較して問題となるのは、都市の地域圏の擴大化と云ふよりは(即ち通婚する都市の多樣化)むしろ兩者に於ける都・鄙別の割合であらう。

即ち本村の女子が農村に嫁ぐよりも都市に嫁ぐ率が入婚の場合に比して極めて高いことである。此のことは筆者が聴取調査に於いても男子よりも女子の向都心、特に結婚を介しての向都心が極めて熾烈であることを痛感せ

しめられたが、之は我が國一般の實情であらう。端的に云ふならば我が農村の女子が一般には如何に農業を嫌忌してゐるか之に依つても窺はれるわけである

## 結 論

以上我々は雲原村に於ける通婚圏を極めて簡粗に考察し來つたのであるが、それに依つて我々の知り得たことは概ね次の諸點である。

一、時間的に通婚圏が擴大してゐること。

而してかゝる擴大は距離別に於いても又都鄙別に於いても村内婚乃至は農村婚の減少と遠方婚（十里以外地域との通婚）乃至は都市婚とに依つて形成されてゐる。

期間別に考察するならばかゝる擴大の傾向は大體交通機關の發達に伴つて契機的に現はれてゐると云へよう。即ち明治三十二年開通の山陰本線、大正十一年施設されし北丹鐵道、昭和五年以來の定期バス線等の交通手段は期間的に増加する通婚圏の擴大を根

本的に促進する因素と見做され得るであらう。

かくの如き一般的な交通施設の發達に依る外に、本村に於いては特に製糸工場の存・廢と云ふ事情が通婚圏の擴大に大きな役割を演じてゐる。即ち明治四十一年本村に郡是製糸の分工場が設立され、大正十一年それが福知山市に移轉したと云ふことは單に通婚の上ばかりではなく、廣く本村の社會的、經濟的狀態の上に大きな影響を與へてゐる點は争へない。

明治末期以來の遠方婚（十里以外婚）乃至は對都市婚の著しき増加と、之と全く對蹠的な村内婚或は對農村婚の著るしき減少とは、よく此の間の事情を物語つてゐるものと思ふ。

二、地域的にも通婚圏が擴大してゐること。但し之は前者程は著るしくないこと。

一般に農村にあつては通婚が何等かの具體的關係を介して行はれるかぎり、全然未知な無關係な地域への通婚關係の擴大は農村の場合成立し難い。従つて通婚圏の地域的な擴大は既にある程度通婚關係以外

の交渉接觸を有する地域を基礎として行はれる。

本村に於ける遠方婚(十里以外婚)乃至對都市婚が大體大正十年前後より地域的に著るしく擴大し、夫以前はたとひ遠方婚乃至は對都市婚があるにせよ殆んど同一地域との通婚が繰り返されてゐたことは、實質的にそれまで比較的封鎖的であつた通婚圏が遠隔地或は都市との交渉に依つて崩壞したことを意味する。

前述の如く大正十年前後には本村にあつた郡是製糸分工場の福知山市移轉と北丹鐵道の開通と云ふ劃期的な社會的、經濟的變革があつた。かゝる變動に依つて本村の人口は從來よりは甚だしく流動的となり、出稼、離村向都等の諸現象を介して遠隔地或は都市との交渉接觸が可能となり頻繁となつた。(大戰後の農村好況に依る一般の影響の存したことは云ふまでもない)かくの如き開放された、より大なる地域の到る所へ、出婚の花が開き、そこから入婚の實が結ばれたことは明らかであらう。

次に地域的な通婚圏の擴大と時間的な通婚圏の擴大との相違、即ち前者が後者程著るしくないと云ふこと、より具體的には後者が既に明治末期以來相當擴大の跡を示してゐるに對し、前者が大正末期より漸く本格的に擴大し初めたと云ふ兩者の時間的並びに量的な差異は通婚圏の考察に一の重要な問題を提示してゐる。之に關して簡單に卑見を述べらば筆者はむしろ地域的な通婚圏の擴大を以つて大體眞に通婚圏が擴大したものと考へる。

一般に、又一見すれば單に抽象的な數字上の遠方婚或は對都市婚が増加すれば、それに即應して通婚圏が擴大したものと考へられ易いが、更に一步を進めて具體的にその内容、即ち増加した遠方婚域、乃至は都市婚域を檢討した場合、それらが全く同一の地域であるか、或は略々同一の地域である時は眞に通婚圏が擴大したとは斷定し難い。何となれば通婚圏の擴大は序に於ても述べし如く或る程度相互に異つた生活形式、乃至は特有な文化の交流を前提とする



からである。

その最も著るしき例は第三章の都・鄙別通婚の考察に於ける出婚の場合、明治十四年——同二十三年間に對都市婚四であるが次の明治二十四年——同三十三年間にそれが七となつて約二倍の増加を示してゐるが、實質的には前者の加悦町、河守町、宮津町、舞鶴町各一が後者に於いて加悦町三、河守町二、宮津町、舞鶴町各一となつてゐる丈でこゝで我々は特に眞に劃期的な通婚圏の擴大を認め難いのである。かくして我々は通婚圏を考察するにあたり只距離別や都鄙別、其の他の單位別に依る數字上の増減を通じてその擴大、縮小を羅列するに止まらずして、如何なる方面に於いて増減し、如何なる地域に擴大し、或は縮小しつゝあるかを深く注意しなければならぬ。

三、三里以内の通婚圏は現在に到るまで特に著るしき變化なく、又常に通婚全數の過半數を占めてゐること。

農 村 通 婚 考

かゝる通婚圏に就いては鈴木榮太郎氏も日本農村の通婚の特色であると云はれるが、<sup>①</sup>大體各國に於いても古くよりかゝる圏が存してゐたやうに思はれる。

例へば印度の奥地に於ける踊りを共にする村々は同時に又婚を通ずる村々であるが、(Intervillage dance — Intervillage marriage) 之等の數ヶ村の地域は概ねこゝに云ふ三里以内の通婚圏に等しいやうである。<sup>②</sup>又支那の中部にも蠶蠶業 (silk industry) を中心とする數ヶ村の通婚圏が存してゐるが之も略々今の三里以内の通婚圏と一致するのではあるまいか。<sup>③</sup>

更にアメリカインディアンの間にもかゝる通婚圏が存し、ドイツのゲマインズ (Gemeinde) <sup>④</sup>イギリスの教區 (parishes) <sup>⑤</sup>等も又かゝる通婚圏を形成してゐるやうである。

我が農村に於いても特殊な場合を除いて古くからかゝる通婚圏が存してゐたものと思ふ。

さて我々はかゝる通婚圏が何故古くより各國に存し、又何故今日までそれが崩壊せずに常に全通婚圏

の大なる部分を占めてゐるかに就いて農村社會學の立場よりいさゝか考察してみよう。

本來農村社會の立地的乃至は聚落的形態は農業（特に此の場合耕地）の性質上狭小ならざるを得ない即ち我が農村の多くは從來より略々三、四十戸内外の農家より成り、比較的大なるものも百戸を超ゆるものは稀である。かゝる狭小なる人口内に於いて適當なる通婚の相手を常に見出すことは不可能である。従つて農村の通婚圏は特殊な事情の存せざるかぎり、自然に近接村落を含むはかである。かくの如き近接村落を含む地域が大體三里以内の通婚圏となるわけである。それは云はゞ通婚の自足圏とも稱せられるべきものであらう。

如何に交通未發達な古き時代といへども近接村落との交渉接觸は特別の事情の存せざるかぎり可能であつたであらう。而して近接村落は單に地域的に近隣にある村落であるのではなくして先祖代々からの「隣村」であり、或は宗教行事に依つて、或は共有地

に依つて、或は政治的理由に依つて、或ひは水利關係に依つて通婚關係以外にも密接不可分離な交渉接觸を有する一のゲマインシャフト的な社會圏である。

かくの如きものが一般に三里以内の通婚圏であり、又それが比較的古くから高き實在性を有してゐた理由である。

次にかゝる通婚圏が今日まで常に全通婚圏に於いて大なる部分を占めてゐると云ふ點に就いて考へてみよう。前述せし如く地域的封鎖性の崩壊と、もに漸次村内婚が減少し、遠方婚乃至對都市婚が増加し來りたるは自然の傾向であるが、三里以内婚が依然として増減なきは通婚と云ふ事實の中にか、或は通婚以外の點に於いて何等か特殊の事情が存しなければならぬはずである。

此の點に就いて筆者は次の三の理由を考へ度い。

A、第一にかゝる通婚圏を含む社會圏が未だ相當高き實在性を有してゐること。之は主として農業に依

る定住性を基礎として傳統的な具體的親昵關係が強く殘存してゐることに依る。そこには主觀的な共屬意識乃至は結合意欲は殆んど存しないが、客觀的な生活形式或は行爲様式が多方面に互つて共通である。之がかゝる圏内に於ける高率の通婚を維持してゐる通婚以外の一の理由であると思ふ。

B、第二に考へられることは農業經營乃至は農村技術の類似性である。之は殆んど第一の點に包含されてゐるとも考へられるが、とにかくかうした社會圏は地勢、天候、氣候等の自然的條件が類似し従つて生産形式も又略々類似してゐるわけである。夫故入婚者又は出婚者が夫々の出・入婚先に於ける生産形式自體ではないが、それに近いものに比較的幼少の頃から習熟してゐる關係上、通婚の可能性は著しく高まるわけである。

家庭内に於ける職業分化の未だ殆んど存しない我が農家にあつては此のことが通婚に際して少なからざる影響を及ぼすのではなからうか。

かく考察し來たると此の圏内の通婚は長子若しくは農家相續者の通婚數が多いのではなからうか。

C、以上の理由は然しながら又同時にそして更に適切に農村自體にあてはまるであらう。然るに村内婚は減少し、此の圏内に於ける通婚が減少しないのは何故であらうか。筆者はやはり之は通婚と云ふ事實の中にその理由が存してゐるものと思ふ。即ち前述せる如く村内は本來通婚の自足圏ではなかつた。之が明治維新以來人口の増加と生活程度の向上に依る人口收容力の減退と、都市の人口吸集力の増大等の諸現象を介していよ／＼その非自足性を高め、村内婚が漸次に減少したのである。

之に對して三里以内の圏は一般に略々通婚の自足圏であつた。而してそれは特に前述せる如く現在までも農家通婚の自足圏である。極言すればそれは農村を維持してゆく通婚圏である。それは資本主義の嵐の中に我が農村をからくも支へ貫いた強靱なる力の一であつた。

最後に我々の以上の考察はそれ自身の中にも多くの不備なる點を含んでゐるばかりでなく、農村の通婚圏に關して猶多くの重要な事柄を残してゐるのである。即ち一、通婚に附着する種々の社會現象は如何に變化してゐるか。換言すれば婚姻に際しての兩家の關係、婚姻と近隣及び村との關係等は如何に變遷してゐるか。

二、入婚者と家や近隣や村との關係の變遷。即ち入婚者の社會的地位の變遷。

三、通婚に依つて生じた通婚後の兩家の交渉接觸の變遷。

四、通婚に依る血縁關係と近隣關係乃至村との關係の變遷。

五、出婚者と家、近隣、村等の交渉接觸の變遷。<sup>⑦</sup>

等の問題が残されてゐる。而して之等の變遷は時間的と同時に地域的、就中都・鄙の別に依つて如何に異つてゐるかも考察されなければならない。

然しながら之等の問題は通婚に關するものであると、

もに又慣習に關するものである。我々は一應之を以て本文の筆を擱き、他日慣習の變遷を考察して此のさ々やかな一小文を補ひ度いと思ふ。

註① 鈴木榮太郎氏「日本農村社會學原理」五〇六頁—五〇九頁。

② Hewitt, *The Ruling Races of Prehistoric Times*, pp. 153—156.

Rensley, *Tribes and Castes of Bengal*. Vol. I, p. 328.

③ Hsiao-Tung Fei, *Peasant Life in China*, 52.

④ Sanderson, *Rural Community*, p. 356.

⑤ Hewitt, *Ibid.*, pp. 153—156.

⑥ Hewitt, *Ibid.*, pp. 153—156.

⑦ 雲原村に於いて筆者が調査した所、最も特異なるものと考へられたことは一般に我が農村にあつては入婚者が初産をなす場合、生家に歸郷する風習があるが、本村に於いては昔よりかゝる風習が殆んど存しなかつたと云ふことである。かゝる風習は通婚圏の擴大とともに漸次一般的には消失する傾向にあるは勿論であるが、通婚が極めて狭小なる地域に封鎖されてゐた時代に於いてかゝる風習が存しなかつたと云ふことは異例的な場合であらう。

⑧ 更により根本的には、以上の主として水平的・地域的

な通婚圏の考察に對して、垂直的・社會的な通婚圏の變遷の問題が存してゐる。以上  
更には此の兩者の相關々係も頗る興味ある點であるが今は觸れない。

## 附 記

本文はすぐる六月、京大農學部農林經濟學教室研究會に於いて發表せしところにいさゝか加筆したものである。いろ／＼

な意味に於いて終始、深甚なる御指導を賜つた農學部棚橋初太郎先生に厚く感謝し、併せて同教室主任大槻教授、桑原助教を初め農林經濟學教室の方々の御厚意を謝す次第である。

省みて行論蕪雜、論旨又粗笨なるは筆者の最も痛感するところである。(昭和十六年九月二十日)